

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

議長よりお許しをいただきましたので、通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、若宮駐車場の交換について。現在、代替駐車場整備工事が進行中であるが、9月議会の一般質問の中で、土地交換に向けて若宮駐車場を駐車場条例の対象から除外する条例改正の時期について、商工観光部長より今12月議会に条例改正の議案を提出するとの答弁がありました。しかし、今12月議会に議案が上程されなかったため、以下の事項についてお伺いします。

①条例改正が見送られた理由と今後への影響について。市は代替駐車場整備が確実に行われる裏づけは工事の着工をもって判断することとし、交換のために若宮駐車場を駐車場条例の対象から除外する条例改正の時期については、着工後の議会に上程する方針としてきましたが、過去代替駐車場整備の遅れから条例改正が見送られており、工事着工後においてもなお、条例改正を見送った理由についてお伺いします。また、これによる今後のスケジュールへの影響があれば、教えていただきたいと思います。

②土地交換に向けて議会及び市民への説明責任について。民間による駅東大規模開発に伴う若宮駐車場の交換により、市に見込まれるメリットがある一方で駅東開発の見通し、周辺環境の変化や公有財産として価値が毀損されないかへの不安もあります。市は現在の若宮駐車場の機能維持と鑑定により等価との評価があれば、土地交換自体は問題ないとの立場ですが、駅東の開発計画が発端であることから、開発計画の進捗状況や大学設立の成否に大きな関心が集まっております。改めて、土地交換及び把握している駅東開発のスケジュールについてお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

畑上商工観光部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それではまず、ご質問1点目の条例改正が見送られた理由と今後への影響についてお答えいたします。開発者側では当初令和6年の春に北側の代替駐車場を完成し、その後、土地交換を経て8月頃の供用開始を目指して整備を進めておられました。ところが、地盤改良が難航したことに伴い、当初のスケジュールが予定より相当遅れることとなり、現時点で完成は12月中旬になるとの連絡をいただいております。令和4年春に、この開発事業に伴う駐車場の交換の検討を始めた時点では、若宮駐車場を飛騨市駐車場条例から除外する裏づけとして、工事の着工をもって判断することといたしておりました。しかし、その後、駐車場の整備に加え、消防器具庫と公衆トイレの新設も伴う大型案件であり、土地面積の調整及び建物の鑑定評価も必要になってきたことから、駐車場及び消防器具庫と公衆トイレがおおむね完成し、土地及び建物の鑑定評価が終了した段階で判断し、手続きを進める方針としたところです。なお、事業のスケジュールにつきましては、元来、市の手続きを踏まえて決まってくるものでありまして、開発者側においてもそのように判断されるものと考えております。いずれにいたしましても、駅東開発事業は市が行っている

ものではありませんので、交換条件が整い、必要が出てきた時点で手続きを進めるという姿勢で臨んでまいります。

次に、2点目の土地交換に向けて議会及び市民への説明責任についてお答えいたします。若宮駐車場の交換につきましては当初からの方針どおり、機能的価値及び財産的価値が一致もしくはそれ以上の駐車場との交換が条件であり、開発者側もその条件に合わせて整備を進めておられます。したがって、市有財産としての毀損はありません。逆に申し上げますと、毀損することがあれば交換しないことになります。この開発によりまして、交通事情などの変化は当然起こりますけれども、6月定例会での佐藤議員の一般質問にお答えしたとおり、市民の皆様や駐車場を利用されるお客様の安全確保に関する対応につきましては、定期的に行っております定例会議の席上で協議し、市で対応すべきこと、事業者側で対応すべきことをしっかりと確認し進めております。

土地交換につきましては、仮に現時点で伺っているスケジュールどおりに進んだ場合には、駐車場条例の改正及び財産の交換について3月定例会で議案を上程し、議決をいただければ、直ちに交換の契約を締結し登記手続きに入ることになります。登記が完了したところで、新しい駐車場の利用を開始することになりますので、4月以降での運用開始となると見込まれます。

なお、計画にあります、ハートピア駐車場につきましては、ハートピアに隣接する飛驒の山樵館収蔵庫横の市道若宮7号線を挟んで向かい側の株式会社東洋工場跡地への設置が計画されておりますので、建物を解体した後でなければ整備をすることができません。現在整備中の北側駐車場とは、引き渡しの時期が遅れることになりますので、その旨、契約書の中に盛り込むことになります。また、現時点では商業施設の開業は令和9年中を予定されていると伺っております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点、質問させていただきます。今回の条例改正を見送られた経緯について、改めて事業者側の工事の進捗状況が遅れているということを確認させていただきました。ただ、自分が議員になりましてからこの1年ほど、土地交換の話を議会の中でする機会、市から説明していただく機会がなく、土地交換に対して自分自身、市民の方も含めて理解が進んでない状況でございます。12月議会中に何らかの議案が上程されて、議会の中で話し合う場があればと思っていました。そうすると、今のスケジュールですと3月の議会まで日が空いてしまう、その間、議員自身も土地交換に対する理解が進みづらいということで、3月議会の前に市から議会側に改めて、議員として現場に赴いて、実際の建物ですとか駐車場を見ながら、今後のスケジュールや交換最終段階での調整などを説明していただける場が設けられると、議会としても市民としても3月議会に上程される議案に対して議決をする責任を果たせると思うのですが、3月議会までの間に、何か市から議会への説明の場が設けられる予定はあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今回の交換につきましては、12月定例会の一般質問において、佐藤議員以外にも3名の議員から、いろいろな観点からのご質問をいただいております。まずはそのご質問に順次お答えをさせていただきながら、今の交換に関する現時点での状況ですとか、今後のスケジュールについて理

解を深めていただけたらと思っております。それ以降のことにつきましては、まずは議案を3月議会に上程したところからのご説明になりますので、それ以前での議員の皆様にご説明をさせていただく機会などについて現時点では考えておりませんが、今後、議会への上程に向けて議案を整えていくに当たり、また検討してまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

3月議会に上程されますと、3月議会には当初予算の検討など、4回ある定例会の中でも3月定例会は過密なスケジュールで、いろいろと議論を尽くさないといけないことがあります。その中で、駐車場条例の改正だとか土地交換に向けての議決を得なければいけないとなると、もし、そこで議論を尽くせずに採決に至らない場合も考えられると思うんですけども、その場合は3月定例会で議決が得られなかったということでまた6月議会に持ち越しになってしまう可能性もあるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

私どもといたしましては3月議会に上程をし、そこで十分審議をしていただいて、お認めいただくべく、十分に説明する体制を整えて向かいたいと思っております。

○1番（佐藤克成）

過去の一般質問の中で市長は、「土地交換の話がなくてもあっても開発事業は進む。」ということおっしゃられました。土地交換自体はきちんとした条件が整えば交換ということになるかと思いますが、土地交換の話は駅東側を開発するというのが発端でございます。市民にとってありがたい施設が早期に完成することを祈ってはいますが、仮に土地交換が無事完了したとしても、今の工場跡地、旧若宮駐車場跡地にどのようなものが建設されるのかというところが、市のほうで管理しきれなくなってくると思います。もし、事業自体が空に浮いてしまうようなことがあれば、せっかくの土地交換が無駄になってしまいますし、市としてもメリットが発揮されないということになってしまうのですが、土地交換が完了した後、どのように事業を見守っていくのか、その完成を見届けるのかについて、何か裏づけですとか確認したいなものがあれば伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、土地の交換というのはこれに限らず今までもあるんです。交換した土地が、この後どうなっていくかということを見届けているというわけでは決してありません。その意味でいくと、原則としての考え方からいえば、それをずっと追っていく必要はないというのが基本的な考え方だと思っております。ただ、この駅東開発の事業については市街地ですし、非常に市民のためにもなる施設だと思っておりますので、そういう意味では、より市民のためになるものができるようにということで必要な支援をしていく立場でございます。ただ、市が代わりに説明をしたり、質問を受けたりすることは、これはおかしい話ですので、それについては今までしっかりと一線を画してきておるということであります。

今回の交換はただの交換ではなくて、いわば新しい駐車場と新しい建物を造っていただくという交換になりますので、市としては悩みの種であった広大な駐車場の舗装費用の捻出問題、それから老朽化が進んでいる器具庫とトイレの改修という問題が、費用負担を一切かけずに解決するということになりますから、その点でいくと、通常の交換だけでなく、もうその時点でかなりメリットが大きいと考えております。あとはその上で、先ほど申し上げたように、どんな開発になっていくのかをよく注視しながら、必要なことを言いながら、見守っていく立場ということでございます。

○1番（佐藤克成）

なおさら土地交換条件面について、しっかり議会が納得して条例改正に向かっていくことが必要だと感じました。

極端な話になるんですけども、先ほど市長は、市が跡地開発の件を注視していく必要はそこまでないとおっしゃられましたが、今、商業施設やテナント、大学のキャンパス、いろいろな構想があるようでございますが、仮に、市民にとってありがたいと思えないような忌避施設が建つようなことになれば、それはそれでまた大きな問題になってくると思うんですが、そういった可能性は現時点で考慮されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ずっと計画を伺っていますが、現時点でそのような懸念はないと考えております。それから、今議員がご指摘のようなお話は、市が土地を交換するかどうかにかかわらず、全く民有地として開発の中でも市民にとって不適切なものがあれば、それは何かしらの働きかけをしていくということですから、これは市が土地を交換するという話と、その建物の開発が適切かどうかという話は全く切り離して考えるべき問題であるというふうに考えていただきたいと思います。なので、交換するから物が言えるということではなく、交換してなくても、全くの私有地に建設される場合でも必要があれば言わなければならないというスタンスで基本的にはおりますので、これは市内全域で同じ考え方で臨むということになります。

○1番（佐藤克成）

土地交換の話に戻ります。3月に上程される議案が幾つかあるということを伺いました。3月まで間が空いてしまいますので、閉会中の委員会の所管事務調査等で、議員全体が理解を深められるように議会側から行動を起こして、3月議会で執行部側から議案が上程されたときに、十分な準備が整った上で議論が尽くせるような環境にしていきたいなど、自身議会側としてそういった動きに向かっていけたらと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。2点目、荒廃農地対策について3点お伺いします。1点目、遊休農地の課税強化について。2点目、遊休農地流動化策について。3点目、非農地通知の運用について。

耕作や貸付も行われてない遊休農地について、平成29年度から課税の強化がされることになりました。農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象で、1月1日時点で協議勧告が行われている場合に

課税が強化され、固定資産税が通常の1.8倍になります。協議勧告が行われるのは農地中間管理機構への貸付の意思を表明せず、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。また、農地法改正により「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨、農地について権利を有する者の責務が明文化されました。農業従事者の減少により、今後より一層、遊休農地対策が必要なため、以下の事項についてお伺いします。

1点目、遊休農地の課税強化について。令和5年度の農地利用状況調査により、耕作地に再生可能な荒廃農地が3,913筆あり、その所有者に対し農地利用の意向調査書を送付したとありますが、平成29年度以降において農地中間管理機構との協議を勧告した件数と実際に課税強化がされた件数についてお伺いします。農林水産省が発表する令和5年1月1日時点での遊休農地の課税強化の適用実績は岐阜県においてはありません。

2点目、令和5年度の農地権利移転の許可件数33件のうち、遊休農地について権利移転がされた事例があったかお伺いします。一旦遊休農地となった場合、権利者によって耕作が再開される見込みは薄く、賃貸借して耕作しようとする者もないに等しい中、可能な限り早い段階で遊休農地の利活用を図っていく必要があります。近隣農家への権利移転を促す政策は検討されないでしょうか。一部自治体によっては遊休農地流動化促進のため、権利移転等が行われた場合に助成金を支給する事業が行われております。

3点目、非農地手続きについて。令和5年度の耕作地に再生が困難な荒廃農地6,102筆のうち、明らかに山林化している土地270筆について非農地通知を発行したとありますが、非農地通知が発行されなかった残りの荒廃農地について理由をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

荒廃農地対策について、1点目の遊休農地の課税強化についてお答えします。農業委員会では農地法第30条により、毎年1回農地の利用状況調査を行っており、調査の結果、現在耕作されておらず、今後も引き続き耕作されないと見込まれる農地や利用の程度が周辺の農地に比べ著しく劣っている農地については、農地法第32条により、所有者等に対して利用意向調査を行います。農地法第35条により、利用意向調査によって農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合は、農地中間管理機構に通知することとなっておりますが、これ以外の場合でも農地中間管理機構に情報提供を行っております。また、農地中間管理機構が、貸し借りする基準に適合しない農地については勧告の対象とならないこととなっております。市内の遊休農地には耕作条件が悪い農地が多く、そのような農地は農地中間管理機構でも借り受けができないと判断しており、勧告の対象にもならないことから、本市ではこれまでも勧告した農地はありません。それにより、課税強化された農地もありません。

次に、2点目の遊休農地流動化策についてお答えします。令和5年度の農地法第3条による農地権利移転の許可件数33件のうち、許可時点での遊休農地の事例は2件ありましたが、これはどちらも草刈りを行い、耕作可能となる農地となっています。また、近隣農家へ権利移転を促す政策については、現状では市に農地所有者から耕作を引き受けてくれる生産者がいないかとの相談

があった場合に、周辺の生産者におつなぎし、直接ご相談いただいている状況です。1点目でお答えしました農地中間管理事業の利用も、引き受ける農家がいなければ農地中間管理機構が借り受けないのが実態です。一方で、集落等の単位でまとめて農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家に集積される場合には農地中間管理機構から集積率によって10アール当たり1万3,000円からの集積協力金があります。今年度実施している10年後の耕作者を示す目標地図を作成する地域計画策定のための地域との話し合いを毎年継続して行う予定であり、こうした場で遊休農地流動化の促進を図ってまいります。

次に、3点目の非農地通知の運用についてお答えします。非農地通知の対象となる農地は、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない農地で、再生利用が困難な農地として判断されたものとなります。その判断については、農業委員会が行う農地利用状況調査によって再生利用が困難な農地として判定した農地について、明らかに山林化しているかを複数人で判断する必要があるため、改めて農業委員会事務局職員も一緒になり現地の調査を行っております。令和5年度には、農地利用状況調査によって再生利用が困難な農地として判定した農地が6,102筆ありましたが、そのうち、改めて現地調査を行い、非農地通知を発行した農地が270筆でした。この残りの農地につきましても引き続き現地調査を行って、非農地通知を発行していますが、今年度も12月現在で410筆の非農地通知を発行する予定です。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○1番（佐藤克成）

1点目の答弁で、農地中間管理機構との協議で勧告の対象にならない農地があるということと言われました。近隣の下気多、上気多地区において、田んぼの面積は小さいですが、町の中心部から近いところにある農地で、特段、営農に支障が出るような条件が悪い土地という印象は受けられないんですけれども、そういった農地も勧告の対象にはならない農地ということがいえるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

下気多とか上気多は、圃場が狭いんですが条件は決して悪くない農地なので、そういったところにつきましては、現在のところ営農組合ですとか、例えば5町歩以上の規模でやっておられる農家に丁寧についで農地をご紹介します、あるいは市の小規模基盤整備事業というのがあるんですが、それで畦畔を除去して近隣の農地の方をそこに誘導していくということを、丁寧にやっていると、勧告に当てるようなことまではいかせないように何とか努力をしております。ただし、かなりそこも限界にきておりまして、先日もご相談があったんですが、もう引き受けられないということも聞いておりますので、圃場の条件や耕作者についてなど、これからどのように共同化を進めていくとか、農地の集積をどうしていくかということは抜本的に考えていく必要があると感じております。

○1番（佐藤克成）

遊休農地の課税強化について農林水産省の担当者とお話ししたんですけれども、あくまでも課

税強化が目的ではなく、どれだけでも遊休農地を減らしたいということでした。制度自体はこういったものがあるんですが、岐阜県においては課税強化に至った件数がないということで、本当の意味で遊休農地対策になっているのかどうかというところに疑問がありましたので質問させていただきました。

2点目の農地権利移転の許可件数が33件あった中で、遊休農地が2件あって、それらが耕作農地に戻ったというようなことがありました。自分の把握している農地で、近年ずっと遊休農地化している農地では担い手が現れず、元の所有者のまま草刈りや手入れがされてないような土地もありますけれども、現状、遊休農地化が継続している理由については担い手農家や農業に従事している方への権利の移転が進んでいない、進まない事情があると感じております。

なぜかといいますと、担い手農家も集積が限界に達しているといわれるのは本当にそのとおりだと思いますし、私自身家族と一緒に農業をしておりますが、耕作をやめていかれる方の農地についての相談を受けることもあるんですけれども、引き受けられない。作業料をいただいても引き受けられない理由には、やはり人の土地を自分の時間や労力を割いて耕作するという動機がないからだと思います。事業として成り立っていく程度の面積は確保したいが、それ以上の集積は難しいという中には、無理をしてまで引き受ける理由がないからというところがあるんですけれども、だとしたら、小規模であっても、少しでも農業に関心のある方に対して権利移転を促していくような制度が必要だと感じています。

先ほどの答弁で明確には言及されませんでした。助成金を支給して、権利の移転を促していくことは必要だと感じています。どれだけコストがかかるか分からない中で、遊休農地化された土地に対して対価を支払い、土地を手に入れるということは難しいと思います。個人の資産になるものに対して、税金を投入するのはいかながなものなのかということがあるかと思いますが、農地については所有されている方の一存で好きなようにしてもいいものではないと思います。農地というのは次世代に必ず残していくべき土地だと思いますので、そういった優良な農地を残していくためにも志があるというか、興味・関心のある、これから農業を目指す方に権利移転を促していく必要があると思います。ですので、どのように助成金を支給することで、権利移転が図られるか、実効性があるかどうかというのを一度検討していただくことも必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

農地の権利移転というか、今は所有から使用の時代に来ていますので、農業の場合ですと、これからは農地バンクを利用して、そこから再配分するというところで、先ほど答弁した農地中間管理機構にも市場事業があるというのが実状です。農地を移転するきっかけということで、貸し手借り手どちらかは別として、たしかに助成をするというのも1つの方策であると考えますので、今後も様々な観点から検討の1つとしていきます。ただ、耕作放棄地はモザイク状に出てくるので、耕作放棄地周辺の水路や隣接する農道の管理の負担を、できるだけ担い手にかからない仕組みをどのようにつくっていくのか。根本的に、その辺りの青写真を作って、そこに向かって政策を体系立てていくということが必要であると考えていますので、様々な有効な策を検討してまい

りたいと思います。

○1番（佐藤克成）

助成金を出せば有効な担い手に農地が引き継がれるかどうかというのは難しいところではあると思うんですが、1つのきっかけにはなるかと思いますので、可能性の1つとして検討していただきたいと思います。

改めて、飛騨市は長期的に人口減少が進んでいますけれども、農地を開発して宅地にするといった農地転用の件数が増えています。土地余りの時代において、農地を潰してまで土地開発をするというのは、問題があるのかなというところがあります。父が子供の頃、40年前ですと宅地が少ないというところで、農地開発で農地を宅地に転用するということが必要な時代があったかと思いますが、今ですら、農地を宅地化して持っておく価値があるといったことを言われる方がいます。市内を見ますと空き家ですとか、更地のまま活用されてない土地があるんですけども、飛騨市として農地転用に際して需要が少ない中で農地をどう守っていくかというときに、過去と比べて転用許可の基準といったものは変わってきているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

40～50年前と比べれば、もちろん人口は減っていますし、大規模な開発も減っているということとであります。農業上、農業振興地域の整備に関する法律の中で、適切に地を図っていくということで優良農地を守っていくというのが我々の立場です。

一方、転用の基準につきましては農地法と、その他の運用の法令等によって明確に決まっておりますので、そちらを適正に運用していくということになっております。

○1番（佐藤克成）

自分の質問の意図は、農地は農振農用地として守られていき、その中に遊休農地化された土地があれば考えていかなければならないんですが、きちんと耕作をされている農地と遊休化している農地、それぞれ固定資産税は今、一律だと考えているんですけども、再生困難な荒廃農地に対して、まだ非農地通知が出されてない農地がたくさんあります。こういった農地について非農地通知を速やかに出して、課税種目の切り替えということも行われていく必要があると思います。非農地通知が発行されなかった残りの荒廃農地について、順次巡回をして、複数人での検討が行われているとおっしゃられましたが、非農地通知を出されたとしても、すぐに転用が可能になるというわけではないので、客観的に非農地だと言われるような農地については、非農地通知を出して行って、農地の課税科目も土地・田・畑からその他雑種地・山林等へ切り替えていく必要があると思うんですが、非農地通知の発出件数が伸びないのは、農業委員会事務局のマンパワーが不足しているということなのか、非農地通知を出しづらい事情があるのか教えていただきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

非農地通知を出すことについては、農地から切り離すことになりますので、より慎重に行って

おります。現実的には、まず農地法では、全ての農地を年に1回は農地利用状況調査しなければならないことになっていまして、農業委員やその他の皆様に現場に赴いていただいて、我々のほうも、タブレットをお渡しして、できるだけ合理化も図って進めて、その中で、山際のほとんどの農地がそうなんです、もう林地化したようなところについて非農地通知を出しているということが実情です。客観的な評価が要りますので、必ず農業委員会事務局の職員も一緒に行って、客観的に適正に評価をして、これは非農地通知だというものを順番に出している状況です。ですので、慎重に判断をして、それをさらに農業委員会の総会にかける工程も踏んでいるので、非常にマンパワーがかかります。限られた人数の中でそういった処理をしていますから、人手が足りないというよりも、それだけ手間をかけて確実にやっていくというのが今の実情です。非農地通知を落とさないとまた回らないといけなくなるので、農業委員会の皆様からも早く非農地通知を出してくれというご要望が実際にあるので、その辺りも来年度は人工衛星の衛星データも使いながら合理化を図っていく計画でおりますので、とにかく早く、非農地のところはしっかり調査をして、意向確認をして、非農地通知を出していくように努めてまいりたいと思います。

○1番（佐藤克成）

今回の一般質問では、遊休農地化対策についての実効性のある効果的な対策を自分の中でも見つけられなかったんですけども、やはり飛騨市という高冷地野菜を栽培する中山間地で、全国的にも注目されている農地でございますので、できれば次世代にも優良農地をできるだけ多く残していくために、農地所有者に不利になるようなことも出てくるかもしれないんですけども、課税の強化であったり権利移転を促したり、あらゆる方策について検討していく必要があるなと思いました。

では、次の質問に移らせていただきます。3点目、廃品の分別収集について。区の分別収集の立ち会い当番制について。定期的に区ごとに行われている廃品の分別収集日において、住民の当番制により立ち会いが行われていますが、飛騨市内においても立ち会いが行われている地域と行われていない地域とがあり、当番になった場合、朝の1時間程度時間が拘束され、仕事に遅れて行かざるを得ないとの声もあります。核家族世帯や独居老人世帯で負担に感じている住民もいる一方、立ち会いによって適切な分別回収が成り立っている側面もあるかと思います。立ち会いについては各区の判断で行われているのか、立ち会いの必要性について、市の見解をお伺いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは区の分別収集の立ち会い当番制についてお答えいたします。地域で行っていただいているごみの分別収集ステーションについては、身近な地域に収集拠点を設置することで、ごみ出しにおける利便性を高めるとともに、地域を通じたごみ分別に対する理解促進を目的として、市町村合併以前より行われてきた取り組みです。

分別収集ステーションの管理は各地区において行われており、収集日における分別用コンテナの設置から、収集業者が回収できる準備までの作業と、適切な分別が行われているかの確認なども地区の役割として行っていております。地区においては、その作業を行う方を当番制で

対応されている状況であると思います。この当番制につきましては、分別収集の運営管理という役割もありますが、当番に就かれた方のごみの分別に関する知識の向上と意識の醸成にも大いに役立っています。各地域で一生懸命分別に取り組んでいただき、他の自治体と比較しても非常に優良な分別がされておりますが、ステーションを経由してリサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだまだ不適切なものも見受けられます。ごみの分別ステーションでの分別確認は、適切な分別の実施に当たり大事な取り組みになりますので、現在、実施されている地区においては今後も継続していただければありがたいと思います。

当番制が仕事などの負担になっているのご意見もあるかと思いますが、時間などは各地区で決めていただいております、地区によっては収集日前日の夜間に収集している事例や、高齢者世帯などを当番から除外するなどの配慮をしている事例もありますので、各地区で協議の上、地域の事情を鑑みながら当番制の方法を含め、地域に合った方法をご検討いただき、引き続き廃棄物の適正な収集にご協力いただきたいと思います。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○1番（佐藤克成）

分別収集の立ち会い当番制について時間の工夫ですとか、分別に立ち会われる方の分別の知識の向上にも役立っているということを理解させていただきました。先日、私が所属している区においても、令和7年度から運用の見直しをやられておりますが、それは区のほうの役員総会で話し合われているんですけれども、子育て世代、働き世代の方の意見というのは根強いもので、自分の区は役員の方が運用の見直しを積極的に行われているところもあるかと思うんですけれども、そうでない地区もあるかと思います。そういったところで、統一ルールとして市からこうしたらいいですよとか、時間短縮や前日の夜にするだとか、そういった地区もあるということ、飛騨市内の全ての自治会に周知するといったことは行われないのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

当番のやり方につきましては、議員おっしゃられるとおり様々でございまして、古川町におきましても、朝早いところは午前6時半から収集を始めておる地区もございまして、遅いところだと午前7時以降ということです。短いところは30分の時間内で収集されているところと、1時間以上取られているところもあります。そのように、地域の事情によりまして時間や立ち会っていただく人数なども、市のほうで特に何人お願いしているということでもございませんので、そこは地域の中で一番やりやすい適切なやり方を見いだしていただきまして、ご検討いただければと思います。

また、そういうことにつきまして、他の地区がどうやっているかというようなことがありましたら、ステーション管理は区のほうにお任せしておりますので、区長会等の席で情報交換をできるような場もあるかと思いますが、そういうところでまた各地区の実情などもお聞きいただければ、地区ごとに合ったよりよい方法が見つかるのではないかと考えております。

○1番（佐藤克成）

飛騨市のごみ分別、リサイクルに対する姿勢は本当に素晴らしいものがありまして、現行の運

用で工夫をしながら続けていくことが、飛騨市のごみの削減ですとかごみ処理施設の持続化という面でも有効な部分は大いにあるかと思います。

横山環境水道部長がおっしゃられた、要望等は区長会を通して柔軟に情報共有を図っていきながら、工夫を重ねていくということになるのかなと思います。また、なかなか役員会、区長に声を上げられない方もいるかと思うので、今後、定期的に勘考して、ごみ収集の当番制について、市民の意見、理解を深めながら注視していきたいなと思います。

私の質問は以上になります。

〔1番 佐藤克成 着席〕